

会議録

第4回定例会

開会 平成25年6月11日

教育委員会会議録

1 開 会 平成25年6月11日 午後1時

2 閉 会 平成25年6月11日 午後2時20分

3 出席委員 委員長 佐藤 紘子
委 員 水口 艶子
委 員 西 泰宏
委 員 (教育長) 佐野 義行

4 出 席 者 副 教 育 長 小原 直樹
教 育 次 長 富樫 敏彦
教 育 次 長 藤井 伊佐子
学 校 政 策 課 長 前田 幸宣
特 別 支 援 教 育 課 長 栗原 孝司
体 育 学 校 安 全 課 長 高原 清秀
教 育 総 務 課 長 川村 章二
教 育 総 務 課 副 課 長 阿部 淳子

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

委員長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

教育長 6月定例県議会における質疑概要について報告する。

〈質 疑〉

なし

[議 事]

委員長 議案第17号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《協議事項1 平成26年度徳島県立中学校入学者選抜制度の基本方針について》

委員長 説明を求める。

学校政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：面接について、「個人面接又は集団面接のいずれか」ということだが、3中学校の現状はどうか。

学校政策課長：城ノ内中学校と富岡東中学校が集団面接、川島中学校が個人面接を実施している。

委員長：各学校が決めるということでよいか。

学校政策課長：そのとおり。

委員長：「8海外帰国児童の選抜」だが、過去に受検生はいるか。

学校政策課長：昨年、城ノ内中学校への編入学希望者が1名いた。定員に空きがあれば、編入学試験を受験することは可能である。

水口委員：「7線上合格者の決定」について、日時は決まっているか。

学校政策課長：昨年度は1月21日から23日までに入学確認書を提出し、線上合格者は2月1日までに決定した。

委員長：城ノ内中学校は開校して10年になるが、適性検査については初めからこの

ような表現だったのか。

学校政策課長：平成23年度に検査Iについて「聞き取った内容や資料等から……」
という表現を「資料等から……」に変更している。放送を聞き取って
答える問題を行わないこととしたからである。

水口委員：選抜の日程は、3中学校とも同じか。

学校政策課長：そのとおり。

委員長 協議事項1を議案第18号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第18号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第18号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項2 平成26年度徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針について》

委員長 説明を求める。

学校政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

学校政策課長：県外志願者の受入条件緩和の特例として、3高校を指定している。

鳴門渦潮高校、那賀高校、海部高校である。

水口委員：教育長としては、積極的に受け入れようとする考え方。

教育長：逆に、毎年、徳島県からは80数名が流出している。スポーツや学力、学校環境の変化等が理由で出て行っている。また、これまでも、県外から徳島県の高校受験についての問い合わせはたくさんある。同じように、スポーツや学校環境の変化等が理由で来たいと言ってくる。そういう現状なので、保証人が用意できるのなら、受け入れようと考えている。

委員長：例えば、平成25年度入試では、県外から何名が受験したか。

教育長：35名である。

委員長：現入試制度の評価は、高いものがある。今回、県外志願者に関しても良いものになるよう考えてほしい。今後は、もっと詳しい「要項」を発表することになるのか。

学校政策課長：7月に「生徒募集選抜要項」を協議させてもらう予定である。

委員長 協議事項2を議案第19号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第19号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし
委員長 議案第19号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 徳島県奨学生の未収金に対する支払督促の実施について》

委員長 説明を求める。
学校政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：前年度の2倍を超える収納があったとのことだが、督促した際の状況はどのようなものであったか。

学校政策課長：電話・文書による督促で反応のない者については、訪問督促を実施した。生活感がない、軽自動車が止まっていたなど、できるだけ現地の状況を調べて、支払督促を実施したい。

委員長：平成24年度についても未収金が大幅に増加するという説明があったが、色々な方策をとっていく必要がある。

学校政策課長：返還していただいたお金が、次の奨学生のための原資になるので、お貸ししたものは返せる方については必ず返していただくということである。

委員長：奨学生を借りるときの仕組みを教えていただきたい。

学校政策課長：生活保護基準の1.7倍までの者についてお貸しする。本県では学力基準はない。また、返還期間も20年以内、返還の最低月額は2,700円となっており、貸付条件は全国的に見ても最も緩いものとなっている。

水口委員：奨学生本人と連帯保証人の両方に同時に支払督促を実施するのか。

学校政策課長：そうである。

水口委員：一部でも返還があれば、次の支払督促の対象にはならないのか。

学校政策課長：支払督促を実施して、和解すれば、分割して返還していただく。

水口委員：約束ができれば和解ということか。

学校政策課長：そのとおりである。

水口委員：口コミで「払わなくてもいい」といった風潮は無いのか。

学校政策課長：電話・文書・訪問督促だけだったので、そのように考える方也有ったかと思う。

委員長：高校3年間で全額借りたとして返還総額はいくらか。

学校政策課長：貸与額が3種類あるが、月額18,000円として、65万円程度になる。

教育長：モラルの問題もある。収入があれば返していただくという姿勢を示していくたい。

委員長 報告事項1を了承する旨を告げる。

《協議事項3 平成26年度徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜制度の基本方針について》

委員長 説明を求める。

特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：中学校から進学する場合も、特別支援学校中学部から高等部へ進学する場合も受検は同じか。

特別支援教育課長：同じである。

委員長：みなと高等学園と併願は可能か。

特別支援教育課長：可能である。

西委員：みなと高等学園の方がより就労に近いと考えてよいのか。

特別支援教育課長：そうである。就労に直結するような形で授業を組んでいるので、そういう面では就労を目指した学校である。他の各支援学校においても、就労を目指して取り組んでいる。

委員長：ひのみね支援学校からみなと高等学園に行っている生徒はいるのか。

特別支援教育課長：現在は、行っている生徒はない。

委員長 協議事項3を議案第20号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第20号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第20号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《議案第17号 競技力向上スポーツ指定校ステップアップ事業の指定について》

(非公開につき、議事の内容については省略)

[閉会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後2時20分